

地方更生保護委員会及び保護観察所からの更正保護法に基づく援助又は協力の依頼への対応について

(平成20年6月16日島生企乙第263号県警察本部長通達)

(概要)

地方更生保護委員会及び保護観察所からの更正保護法に基づく援助又は協力の依頼への対応に関し必要な事項を定めたものです。